

特集

消費税 インボイス制度 導入のインパクト



導入事例

株式会社不二家 様

出荷リードタイムの短縮に成功
オペレーションコストも大幅に改善

株式会社にしき食品 様

原料～製品までのトレーサビリティ
管理や販売データ有効利用

ITの力を食品業の力に

食品IT マガジン

Vol.07

食品ITマガジンとは？

食品ITマガジンは内田洋行が発行する食品業界のIT導入事例や、食に関するお役立ち情報、最新の業界動向などを紹介する情報誌です。

今後も各分野で活躍する皆様にご協力いただきながら、様々な情報を発信して参ります。

Vol.7は、「消費税インボイス制度」についてアクタス税理士法人代表社員の加藤幸人氏より解説いただきます。



Contents

特集

P.4~7

消費税インボイス制度 導入のインパクト

アクタス税理士法人 代表社員 税理士
加藤 幸人 氏

導入事例

P.8~11

出荷リードタイムの短縮に成功
オペレーションコストも大幅に改善

株式会社不二家 様

原料～製品までのトレーサビリティ管理や
販売データ有効利用

株式会社にしき食品 様

連載コラム

P.12~13

中小食品メーカーのマーケティング戦略

第3回 強いブランドを生み出す方法

静岡県立大学 経営情報学部 教授
岩崎 邦彦 氏

イベントガイド

P.14

WEB 配信セミナーのご紹介

脱属人化！最新の自動認識ソリューションで食の安心・安全を！
食品製造業・外食業界の事例ご紹介

株式会社サトー
グローバル営業本部 東京支社 食品営業部
株式会社内田洋行
情報ソリューション事業部

食品製造業様向け 利益確保を狙う原価管理セミナー

アットストリームパートナーズ合同会社
公認会計士
川上 徹 氏

消費税インボイス制度 導入のインパクト



執筆者

加藤 幸人氏

アクタス税理士法人 代表社員 税理士

東京と大阪を中心に5拠点、総勢約170名で構成する会計事務所グループ「アクタス」の代表を務める。税理士は、「接客・サービス・コンサル業」であるという考えにもとづき、いつもお客様の立場になって徹底的に考え、経営視点でのコンサルティングを提供している。セミナー講師も数多く行っており、受講者目線で、わかりやすく丁寧な解説には定評がある。

1 インボイス制度とは

消費税は、令和元年10月1日より軽減税率が導入され複数税率制度になりましたが、その複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、課税事業者が納付します。買手側が仕入税額控除を受けるためには、帳簿及び請求書等の保存が要件となっておりますが、この保存すべき請求書等は、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等になります。

一方で売手側は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、課税事業者である相手方からの求めに応じて適格請求書の交付の義務が生じます。適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

2 適格請求書発行事業者の登録

1. 登録制度の概要

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。事前に、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。なお、適格請求書発行事業者は、課税事業者でなければ登録を受けることができません。従って免税事業者については課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

2. 登録のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31

日までに登録申請書を提出する必要があります。ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日までに申請すればよいという経過措置がありますが、その場合の「困難な事情」の程度は問わないこととされています。

3. 登録番号等

登録の申請を受けた税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登載し、登録を行い、その旨を書面で通知します。登録された事項は、インターネットを通じて公表されます。なお、登録番号の構成は、法人番号を有する課税事業者は「T+法人番号」、それ以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）は、「T+数字13桁」になります。

3 適格請求書発行事業者の義務(売手側)

1. 適格請求書の交付

適格請求書発行事業者が、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、課税事業者である相手方からの求めに応じて、適格請求書を交付する義務があります。そのほか、返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行った場合の適格返還請求書の交付義務や、修正した適格請求書の交付義務もあります。これらの交付は書面だけでなく、適格請求書に係る電磁的記録で提供することができます。

2. 適格請求書の写しの保存

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります。交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

3. 交付義務の免除

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な、公共交通機関による旅客の運送で3万円未満の取引や、自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等で3万円未満の取引等、一定の取引については適格請求書の交付義務が免除されます。

4 適格請求書の記載事項

適格請求書の記載事項は次表のとおりです。なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

■ 適格請求書等の記載事項

適格請求書	適格簡易請求書※
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日	②取引年月日
③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ)	⑤税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ) 又は適用税率
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称	※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等の取引について、交付することができます。

請求書 ①△△商事株式会社 登録番号 T012345...

11月分 131,200円 xx年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚※	5,000円
11/1	豚肉※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

③※軽減税率対象

スーパー○○ 東京都..... 登録番号 T012345...

xx年11月30日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内消費税額		¥240
内消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お約		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」(令和2年8月版)より

適格請求書の様式は、法令等で特に定められてはおりません。必要な事項が記載された書類であれば、請求書、納品書、領収書、レシート等その名称を問わず適格請求書に該当します。これらの記載事項は、一の書類のみで全ての内容を満たさなくても、例えば納品書と請求書との関係のように、交付された書類の相互の関連が明確であり、交付された事業者が内容を適正に認識できる場合には、これら複数の書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになります。

5 売手側におけるその他の注意点

1. 適格請求書の端数処理

適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法につい

ては、任意の方法とすることができます。なお、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。また、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うことは認められます。

■ 複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理(Q&A問45)

請求書		納品書																													
株式会社 〇〇御中 xx年11月1日 10月分(10/1-10/31) 109,200円(税込)		納品No.0013 納品書 株式会社 〇〇御中 △△商事株式会社																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納品書番号</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.0011</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>No.0012</td> <td>5,460円</td> </tr> <tr> <td>No.0013</td> <td>5,480円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,200円</td> </tr> </tbody> </table>		納品書番号	金額	No.0011	12,800円	No.0012	5,460円	No.0013	5,480円	合計	109,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>じゃがいも※</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>割り箸</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td>5,100円(消費税464円)</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>7,700円(消費税570円)</td> </tr> </tbody> </table> ※は軽減税率対象商品		品名	金額	牛肉※	5,400円	じゃがいも※	2,300円	割り箸	1,100円	ビール	4,000円	合計	12,800円	10%対象	5,100円(消費税464円)	8%対象	7,700円(消費税570円)
納品書番号	金額																														
No.0011	12,800円																														
No.0012	5,460円																														
No.0013	5,480円																														
...	...																														
合計	109,200円																														
品名	金額																														
牛肉※	5,400円																														
じゃがいも※	2,300円																														
割り箸	1,100円																														
ビール	4,000円																														
合計	12,800円																														
10%対象	5,100円(消費税464円)																														
8%対象	7,700円(消費税570円)																														

(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。
 例)合計 109,200円(消費税8%:3,200円/10%:6,000円)
 合計 109,200円(消費税9,200円) 等

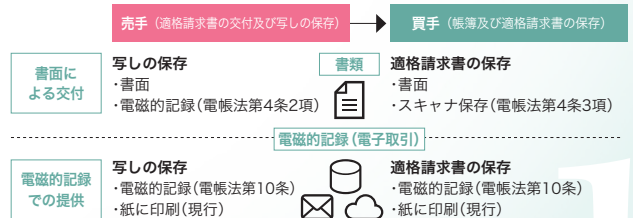
「税率ごとに区分した消費税額等」
 ※端数処理は納品書につき税率ごとに1回

※消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 平成30年6月(令和2年9月改訂) 国税庁 問45 (複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)より

2. 適格請求書の電磁的記録での提供及び保存

適格請求書発行事業者が交付又は保存する適格請求書は、書面に代えて電磁的記録によることが可能です。電磁的記録での提供には、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、いわゆるEDI取引を通じた提供や、電子メールによる提供、インターネット上のサイトを通じた電子データでの提供が該当します。電子帳簿保存法による電磁的記録の保存要件は、令和3年度法制改正で改正がありますので注意が必要です。

■ 電磁的記録での保存と電子帳簿保存法の関係(現行制度)



3. 適格返還請求書

適格請求書発行事業者は、課税事業者に売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務があります。適格返還請求書の記載事項は、適格請求書とほぼ同様ですが、異なる点は「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」の記載が必要となる点です。

この年月日の記載は、課税期間の範囲内で一定の期間の記載で差し支えなく、例えば、月単位や「〇月～△月分」といった記載も認められます。また、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日、例えば「前月末日」や「最終販売年月日」などを記載することが認められます。

6 仕入税額控除の要件(買手側)

適格請求書等保存方式では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

1. 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、課税仕入れの相手方の氏名又は名称、年月日、内容(軽減対象取引である旨)、支払対価の額であり、現行の区分記載請求書等保存方式での帳簿の記載事項と同様です。

2. 請求書等の範囲

保存すべき請求書等は、次のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書等(課税仕入相手方の確認を受けたものに限る)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡等について受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ 上記①から③の書類に係る電磁的記録

3. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。例えば、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)などは帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。

4. 免税事業者からの仕入に係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて、仕入税額控除ができなくなります。ただし、制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置があります。

■ 経過措置

- ① 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間
……仕入税額相当額の80%

- ② 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間
……仕入税額相当額の50%

この経過措置の適用にあたっては、免税事業者から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要となります。

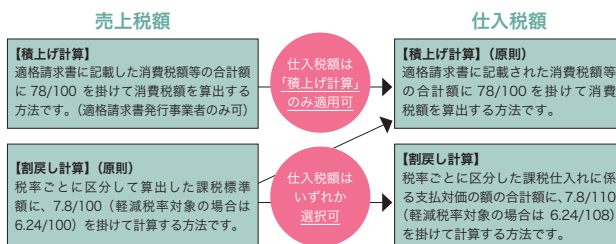
5. 仕入明細書での仕入税額控除

仕入税額控除にあたっては、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することで適用を受けることができます。仕入明細書は、課税仕入れの相手方である売手側の確認を受けたものに限られますので注意が必要です。

7 税額の計算方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、①適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」、②適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」、を選択することができます。

■ 税額計算の方法



※国税庁「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます。」(平成30年4月)(令和2年6月改訂)より

1. 売上税額の計算方法

売上税額の計算は、原則は「割戻し計算」ですが、取引先ごとに「割戻し計算」と「積上げ計算」を分けて適用するなど併用も認められます。なお、売上税額を「積上げ計算」により計算した場合、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

①原則【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額をもとに割り戻して売上税額を算出する方法。

②特例【積上げ計算】

相手方に交付した適格請求書等記載した消費税額等の合計額をもとに売上税額とする方法。

2. 仕入税額の計算方法

仕入税額の計算は、原則は「積上げ計算」ですが、さらに「請求書等積上げ計算」と「帳簿積上げ計算」に区分されま

す。原則の「積上げ計算」における2つの計算方法の併用は認められますが、原則である「積上げ計算」と、特例である「割戻し計算」の併用は認められません。

①原則【積上げ計算】

ア. 請求書等積上げ計算

交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等をもとに仕入税額を算出する方法。

イ. 帳簿積上げ計算

課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入)を仮払消費税額等として帳簿に計上している場合には、その金額をもとに仕入税額控除を計算する方法。

②特例【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れ等の合計額(税込)をもとに割り戻して仕入税額を算出する方法。

8 検討・準備すべき事項

1. 売手側

①請求書発行システム等の準備対応

販売管理システムや請求書発行システムは、適格請求書の記載事項に対応したシステムに改修する必要があります。自社開発のシステム等を使用している場合や、パッケージシステムでもカスタマイズを行っている場合には、システム改修等に時間を要することが想定されるため早めの準備対応が必要です。

②適格請求書の端数処理

端数処理は、納品書につき一回の端数処理を行うのか、締日に発行する合計請求書において一回の端数処理を行うのかを検討し、システム改修を検討する必要があります。

③売上請求書に関する電子帳簿保存法の活用

適格請求書は、電磁的記録での交付と保存が認められるため、電子請求書など売上に係る請求書発行手続を電子化しペーパーレス化する機会としていただきたいです。電磁的記録での保存要件を定めた電子帳簿保存法は、令和3年度税制改正で大幅な要件緩和等が行われますので、その点をふまえた対応が望ましいです。電子取引については、書面に印刷して保存するという代替的な方法が認められなくなる予定ですので注意が必要です。

2. 買手側

①免税事業者からの仕入れ等の経過措置における経理処理

令和3年2月に「消費税経理処理通達」が改正されました。免税事業者からの仕入等については、仕入税額控除できる金額を仮払消費税等勘定として、それ以外は対価の額という扱いになります。自社開発の財務会計システムを利用している場合、税抜処理についてシステムはどう対応するかなどを検討する必要があります。

②受領する請求書等に関する電子帳簿保存法の活用

受領する請求書等が書面である場合には、一定の要件のもとでスキャンして保存すれば、その書面を廃棄することができる電子帳簿保存法「スキャナ保存制度」の活用が考えられます。このスキャナ保存制度は、令和3年度税制改正で大幅に要件緩和がされますので利用の検討が必要です。なお、電子取引については、上記1③の売手側と同様に注意が必要です。

③免税事業者との関係

インボイス制度では、原則として、適格請求書発行事業者でない免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除を行うことができなくなります。免税事業者との取引条件を見直すことも考えられますが、その際には、消費税転嫁対策特別措置法や独禁法や下請法等の法律に抵触することのないように対応することが必要です。

④適格請求書発行事業者の登録番号との突き合わせ

適格請求書の記載事項である適格請求書発行事業者名や登録番号などは、国税庁のHPで公表されます。それを自社システムに連動させて自動的に検証ができるシステムなども検討していく必要があります。

9 最後に

令和3年10月からは適格請求書発行事業者の登録が開始されますので、令和5年10月からの適格請求書等保存方式について、徐々に関心が高まっていくことが予想されます。多くの課税事業者において、適格請求書に対応したシステム改修が必要となり、システム改修を行うべき事業者はかなりの数になることが想定されます。システム改修のためのSE不足も想定されますので、早め早めの準備対応をおすすめ致します。